

かのやプレミアム商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・物価高騰の影響を受けている市内経済の回復に向けた消費活動を後押しし、地域における消費の喚起・下支えに資するため、プレミアム商品券の発行、販売等の事業（以下「プレミアム商品券事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム商品券 前条の趣旨に従い、市が販売するかのやプレミアム商品券をいう。
- (2) 購入対象者 令和5年9月1日時点で市内に住所を有する世帯の世帯主をいう。
- (3) 購入引換券 市が発行するプレミアム商品券購入のための文書をいう。
- (4) 特定取引 プレミアム商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(プレミアム商品券の販売等)

第3条 市は、この要綱の定めるところにより、購入対象者にプレミアム商品券を販売する。

- 2 プレミアム商品券は、6,500円分を1単位とし、販売単価は1単位当たり5,000円とする。
- 3 プレミアム商品券の1枚当たりの額面は、500円とする。
- 4 1世帯当たりのプレミアム商品券の購入単位の上限は、市長が別に定める。

(プレミアム商品券の使用範囲等)

第4条 プレミアム商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 プレミアム商品券の使用期間は、令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

の間とする。

- 3 特定取引に使用されたプレミアム商品券の額面記載の金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金額の支払は行われぬものとする。
- 4 プレミアム商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 プレミアム商品券は、購入した本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 プレミアム商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産又は金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、第9条に規定する募集要領において、商品券を利用できない商品・サービスとして市長が指定するもの
(購入引換券の交付申請)

第5条 購入引換券の交付を希望する購入対象者は、購入引換券交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

（代理人による購入引換券の交付申請）

第6条 購入対象者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うこと（以下「代理申請」という。）ができる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 令和5年9月1日時点での購入対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から購入対象者の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 市長は、代理人が前項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するもの

とする。

(購入引換券の交付の決定)

第7条 市長は、前2条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、購入引換券の交付の可否を決定し、当該申請を行った者（前条の規定による代理申請を行った場合は購入対象者）に対し通知する。ただし、内容に疑義がある場合には、購入対象者又はその代理人に対し必要な資料、説明等を求めるものとする。

(プレミアム商品券の販売)

第8条 購入引換券の交付を受けた購入対象者又はその代理人若しくは使用者は、市長が別に指定した方法により、プレミアム商品券を購入することができる。

2 プレミアム商品券の購入期間は、令和5年11月15日からとし、詳細な販売日時及び販売終了期日については、市長が別に定める。

(特定事業者の登録等)

第9条 市長は、別に作成する募集要領を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

(特定事業者の責務)

第10条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてプレミアム商品券の受取を拒んではならないこと。
- (2) プレミアム商品券の転売、譲渡及び換金を行ってはならないこと。
- (3) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、前条の募集要項に定める事項

2 市長は、特定事業者が前項の規定に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム商品券の換金手続)

第11条 市長は、特定取引においてプレミアム商品券が使用された場合は、当該特定事業者に対し、その額面記載の金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、市長が別に指定する方法により、請求書に令和6年1月31日までの特定取引において受け取ったプレミアム商品券を添えて、額面記載の金額での換金を申し出なければならない。

3 プレミアム商品券の換金の方法は、特定事業者の預金口座への振込の方法によ

るものとし、口座振替は、特定事業者から請求のあった額面記載の金額を振り替えるものとする。

4 特定事業者は、市長に対し、令和6年2月13日までにプレミアム商品券の換金を申し出なければならない。

(プレミアム商品券に関する周知等)

第12条 市長は、プレミアム商品券事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。